

新旧対照表

○医療法施行細則

新	旧
<p>(事務の委任) 第1条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。 (1) (略) <u>(2) 法第6条の8第1項の規定により、必要な報告を命じ、及び当該職員に広告をした者の事務所に立ち入り、物件を検査させること。</u> <u>(3) 法第6条の8第2項の規定により、広告を中止し、及びその内容を是正すべき旨を命ずること。</u> (4)～(7) (略) <u>(8) 法第25条第1項の規定により、必要な報告を命じ、並びに当該職員に病院、診療所及び助産所に立ち入り、物件を検査させること。</u> <u>(9) 法第25条第2項の規定により、物件の提出を命じ、並びに当該職員に病院、診療所及び助産所の開設者の事務所等に立ち入り、物件を検査させること。</u> (10)～(15) (略)</p>	<p>(事務の委任) 第1条 次に掲げる事務は、保健福祉事務所に委任する。 (1) (略) (新規) (新規) (2)～(5) (略) (6) 法第25条第1項の規定により、必要な報告を命じ、並びに当該職員に、診療所及び助産所に立ち入り、物件を検査させること。 (7) 法第25条第2項の規定により、物件の提出を命ずること。 (8)～(13) (略)</p>
<p>(開設許可事項の変更許可申請) 第2条 法第7条第2項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設許可事項の変更について許可を受けようとするときは<u>病院(診療所・助産所)開設許可事項変更許可申請書</u>(第4号様式)を提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>(開設許可事項の変更許可申請) 第2条 法第7条第2項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設許可事項の変更について許可を受けようとするときは<u>病院(診療所、助産所)開設許可事項変更許可申請書</u>(第4号様式)を提出しなければならない。 2 (略)</p>
<p>(病院等の開設許可及び届出事項の変更届) 第6条 政令第4条第1項、第2項若しくは第3項又は第4条の2第2項の規定により、<u>開設許可(届出)事項</u>の変更について届出をしようとするときは、第8号様式によるものとする。</p>	<p>(病院等の許可及び届出事項の変更届) 第6条 政令第4条第1項、第2項若しくは第3項又は第4条の2第2項の規定により、<u>許可(届出)事項</u>の変更について届出をしようとするときは、第8号様式によるものとする。</p>
<p>(病院等の休止等の届) 第9条 (略) 2 法第9条第2項の規定により、開設者の死亡又は<u>失踪</u>の届出をしようとするときは、第12号様式によるものとする。</p>	<p>(病院等の休止等の届) 第9条 (略) 2 法第9条第2項の規定により、開設者の死亡又は<u>失そう</u>の届出をしようとするときは、第12号様式によるものとする。</p>